

北海道大学大学文書館公文書室利用等規程の一部を改正する規程（案）関係資料

**1. 改正の理由**

令和3年1月1日付け「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の一部改正に伴い、公文書室が利用請求者等に対し行う通知の方法を改めることに伴い、所要の改正を行うものである。

**2. 主な改正内容**

公文書室が利用請求者等に対し行う通知の方法について、書面による方法に限っていたものに、電子情報処理組織を使用する方法を加えること。（第14条及び第15条関係）

**3. 制定日及び施行日**

令和3年1月1日

海大達第 号  
令和3年1月1日

北海道大学大学文書館公文書室利用等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

国立大学法人北海道大学総長 寶 金 清 博

### 北海道大学大学文書館公文書室利用等規程の一部を改正する規程（案）

北海道大学大学文書館公文書室利用等規程（平成29年海大達第159号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p><b>第14条</b> 公文書室は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用に供するか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、次の各号に掲げる事項を通知して、法第18条第1項に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 公文書室は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書</p>	<p>(略)</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p><b>第14条</b> 公文書室は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用に供するか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、次の各号に掲げる事項を通知して、法第18条第1項に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 公文書室は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書</p>

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>等を利用に供しようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用に供する旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は<u>電子情報処理組織（公文書室の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条第4項において同じ。）</u>を使用する方法により通知して、法第18条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>3 公文書室は、前各項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用に供することに反対の意思を表示した意見書（以下本条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用に供する旨の決定をするときは、その決定の日と利用に供する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公文書室は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定により利用に供する旨の決定をした旨及びその理由並びに利用に供する日を書面又は<u>電子情報処理組織を使用する方</u></p>	<p>等を利用に供しようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用に供する旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>3 公文書室は、前各項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用に供することに反対の意思を表示した意見書（以下本条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用に供する旨の決定をするときは、その決定の日と利用に供する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公文書室は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定により利用に供する旨の決定をした旨及びその理由並びに利用に供する日を書面により通知しなければならない。</p>

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>法により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 公文書室は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、公文書室は、利用請求があった日から30日以内（第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する<u>方法</u>により通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この規程は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(利用決定)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 公文書室は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、公文書室は、利用請求があった日から30日以内（第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(略)</p>